

令和6年度

土地改良技術事務所高圧受電設備改修工事

特 別 仕 様 書

東北農政局土地改良技術事務所

第1章 総 則

土地改良技術事務所高圧受電設備改修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下「電気設備標準仕様書」という。）に基づいて実施する。

共通仕様書及び電気設備標準仕様書に対する追加事項については、この特別仕様書によるものとする。

第2章 作業内容

1. 目的

本工事は、東北農政局土地改良技術事務所庁舎の維持管理のため、高圧受電設備を改修するものである。

2. 作業場所

宮城県仙台市宮城野区幸町三丁目 14 番 1 号

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

高圧受電設備改修 一式

4. 工事数量

別紙工事数量表のとおり。

第3章 施工条件

1. 作業日及び作業時間

原則として、作業は午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、土曜日及び日曜日は工事を行わないこととするが、停電を伴う据付作業については土日を含む連続した 3 日以内とし、実施日等は別途監督職員と協議するものとする。

2. 作業範囲の区分と調整

工事車両の駐車、資材搬入等において、当事務所の一般業務に支障を与えると想定される場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日として、休日等 6 2 日を見込んでいる。なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇、1. に示す休日に行う作業日を含んでおり、休日に作業した場合は、平日に代休日を設けて休業するものとする。

第4章 現場条件

1. 搬入路

庁舎入口の搬入路は幅 5.0m であるが、庁舎南側駐車場への進入路は幅 3.0m、高さ 3.0m の制限がある。

2. 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

騒音・振動等の発生を伴う作業については、その対策に十分配慮するとともに関係法規を遵守し、周辺住民との協調を図り工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 保安対策

本工事に係る交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 既設構造物等への対応

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4. 電気主任技術者立会いについて

高圧受電設備の据え付けに当たり、電気主任技術者による立会いを求めるものとし、作業、日程等について監督職員へ協議を行うものとする。

第5章 工事用電力

本工事に必要な電力は、受注者の負担とする。なお、次に示すものは無償で利用できるものとする。

- ・動作確認、試験、完成検査時の電力

第6章 工事用材料

1. 見本又は資料提出

本工事で使用する工事用材料は、使用前に試験成績書、品質証明書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

第7章 施 工

1. 一般事項

本工事の施工にあたり、庁舎施設、備品等に損傷を与えないよう十分注意して施工するものとし、損傷を与えた場合には、受注者の責任において適切な処置を講ずるものとする。

また、事前確認により、今回更新する設備以外に不具合が判明した場合は監督職員へ報告するものとする。

2. 養生

作業による汚染又は損傷の恐れのある場合は適切な方法で養生するものとする。

3. 施工図の提出

機器設置等の施工図を監督職員へ提出し、承諾を得るものとする。

4. 高圧ケーブル改修工事

高圧ケーブルは既設ケーブルを撤去し、新たなルートで受電を行うものとする。
なお、現況地中配線は埋め殺しとする。

5. トランス等改修工事

トランス等改修工事については、高圧受電設備（高圧受電盤、低圧電灯電算機盤、低圧動力盤）の盤内機器を現地において更新するものとする。

6. 試運転調整

機器等の据付及び諸手続が完了したときは、発注者の立会いのもとで試験運転を行うものとする。

7. 現場発生材の報告

工事施工に伴い撤去した既存機器のうち、有価物スクラップとなる金属類が発生した場合は、計量所等で計量した後、構内の指定された場所に存置するものとする。また、金属種別に重量が判別できる写真を添付し、発生材報告書を監督職員へ提出するものとする。

第8章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者の資格は、1級又は2級電気工事施工管理技士若しくは同等以上の能力を有する者とする。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者とする。

- (1) 技術士(技術部門：総合技術監理、選択科目：電気・電子－電力・エネルギーシステム)
- (2) 〃 (技術部門：総合技術監理、選択科目：電気・電子－電気設備)
- (3) 〃 (技術部門：電気・電子、選択科目：電力・エネルギーシステム)
- (4) 〃 (技術部門：電気・電子、選択科目：電気設備)
- (5) 第一種電気工事士
- (6) 第一種電気主任技術者の取得後5年以上の実務経験を有する者
- (7) 第二種 〃 の取得後5年以上の実務経験を有する者
- (8) 第三種 〃 の取得後5年以上の実務経験を有する者
- (9) 建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号イ又はロに該当する者。

なお、建設業法に示す学科は「電気工学」、実務経験は「電気工事業」とする。

2. 施工管理

施工管理及び品質管理については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事監理指針」によるものとする。

3. 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムを活用することができる。
- (2) 情報共有システムの活用については、農林水産省Webサイトに示す情報共有システム活用要領によるものとする。
- (3) 情報共有システムに要する費用は計上していないため、活用する場合は事前に監督職員と協議するものとする。

4. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、「営繕工事写真撮影要領（令和5年改定）」に基づき、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、使用する機器・ソフトウェア、黒板情報の電子的記入に関する取扱い、写真の納品等について、監督職員へ関係書類を提出するものとする。

第9章 条件変更の補足説明

1. 施工条件の変更事項

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 既設構造物やケーブル等が施工の支障となり撤去・再設置が必要となった場合
- (2) 既設設備の確認により施工内容に変更が生じた場合
- (3) 既設設備の劣化等が確認され、補修・更新する必要があるが生じた場合
- (4) 資材流通状況により手配に時間を要するなど工期変更が必要となった場合
- (5) 建設資材廃棄物等の処分が変更となった場合
- (6) 冬期作業において、除雪作業が必要となった場合。なお、除雪対象積雪深は10cm以上とする。
- (7) 機器仕様等の変更が生じた場合
- (8) 単線結線図等の図面作成を監督職員が指示した場合
- (9) 第4章の4の電気主任技術者との調整により機器仕様、数量等の変更が生じた場合
- (10) 情報共有システムを活用する場合
- (11) その他本特別仕様書に定めのないもの

第10章 その他

1. 電子納品

工事で作成した書類及び撮影した写真等については、電子データを提出するものとする。

- ・工事関係図書の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R） 1部
- ・工事関係図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

2. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第11章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規 格	単位	数量	備考
1. 直接工事費				
高圧ケーブル改修工事		式	1	材工共 注1
トランス等改修工事		式	1	材工共 注2
産業廃棄物処理		式	1	注3

注1) 高圧ケーブル改修工事には、以下材料及び作業を含む

- ①ケーブル (6KV CET60°) 30m、電線管、同付属品、同支持材、同ブリカチューブ及び同付属品
※現況地中配線を架空配線とする (現況地中配線は埋め殺しとする)
- ②プルボックス (500×500×500 SUS WP) 及びプルボックス (500×500×500 SUS) 各1個
- ③メッセンジャーワイヤー (38) 10m、同付属品及び同支持材
- ④端末処理材 (屋外6KV CET60°) 及び端末処理材 (屋内6KV CET60°) 各1個
- ⑤高圧気中開閉器 (7.2kV300A VT LA内蔵)
- ⑥壁貫通 (φ100) 費
- ⑦X線撮影調査費
- ⑧高所作業車等の運転経費
- ⑨電力申請費及び電力負担金
- ⑩耐压試験費
- ⑪電気主任技術者立会費
- ⑫既設配管・ケーブル撤去費
- ⑬雑材消耗品

注2) トランス等改修工事には、以下材料及び作業を含む (キュービクルの内部機器を対象とし、筐体は既設利用とする)

- ①高圧受電盤、低圧電灯電算機盤、低圧動力盤の盤及び盤内機器の更新
- ②トランス3台、高圧油入コンデンサ及び高圧油入リアクトルの更新
- ③クレーン等の作業機械の運転経費
- ④耐压試験費
- ⑤電気主任技術者立会費
- ⑥雑材消耗品

注3) 運搬費は高圧ケーブル改修工事及びトランス等改修工事に含む。有価物 (金属類) は特別仕様書第7章の7による。

令和6年度
土地改良技術事務所高圧受電設備改修工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	配置図・案内図	1	
2	1 階平面図	1	
3	単線結線図	1	
計		3	